

長野市ものづくり支援センター使用許可基準

(目的)

第1 この基準は、長野市ものづくり支援センター使用に関する要綱（平成17年長野市告示第227号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、長野市ものづくり支援センター（以下「センター」という。）の使用許可に関する基準等を定めるものとする。

(使用許可の基準)

第2 要綱第4に規定する施設は、長野市財務規則（平成6年長野市規則第3号。以下「財務規則」という。）第146条第5号の規定に該当し、センターの設置目的を達成することが見込まれる者で、かつ、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する者に対し、使用を許可することができる。

(1) 試作・開発ゾーン（1階クリーンルーム）

ア 国立大学法人信州大学（以下「信州大学」という。）

イ 信州大学との共同研究等を実施し、機器類の利用基準を遵守する者

ウ ア・イ以外の場合は、信州大学教職員等又はセンターのインキュベーションマネージャーの指導及び管理が可能な者

(2) 試作・開発ゾーン（2階クリーンルーム・レンタルスペース）

ア 研究内容（搬入機材、使用材料等を含む）により、概ね1ヶ月単位の利用が見込まれる者

イ ア以外の場合は、効率的かつ継続的にクリーンルームの維持管理ができるよう、利用時間等を調整できる者

(3) 研究開発・事業化支援ゾーン（3・4階レンタルラボ）

研究テーマ（事業活動）が明確であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、使用を許可する期間は、1年ごとの更新とし、3年を限度とする。ただし、長野市ものづくり支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）における使用期間の延長の適否に係る審査の結果を受けて、市長が当該使用期間の延長を許可した者にあつては、最高6年間使用することができるものとする。

ア 信州大学との共同研究等を実施している中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であつて、市内に主たる事務所、支店等を有するもの

イ 信州大学との共同研究等を実施している中小企業者であつて、市内に主たる事務所、支店等を有しないもの

ウ 創業後5年を経過していない者。ただし、研究内容が将来性のある場合に限る。

エ 信州大学との共同研究等を実施している上記以外の者

オ 信州大学イノベーション研究・支援センター規程第3条に規定される業

務に直接関係する者

カ その他運営委員会における使用の適否に係る審査の結果を受けて、市長が使用を許可した者

(4) セミナールーム（4階）、産学行交流室（5階）

単に会議、集会等の用に供するものでなく、同時に次の各号のいずれかに該当する者

ア 上記(1)から(3)の各施設の使用を許可された者

イ 運営委員会における使用の適否に係る審査の結果を受けて、市長が使用を許可した者

ウ その他、他企業との交流や大学研究者等との技術相談を行うなど、産学連携・産産連携を行う目的で使用申請し、市長が許可した者

（使用許可の申請）

第3 要綱第4に規定する施設を使用しようとする者は、財務規則第149条の規定による使用許可申請書を提出しなければならない。

（使用料の納付）

第4 使用の許可を受けた者は、長野市市有財産条例（昭和41年長野市条例第38号。以下「市有財産条例」という。）第8条の規定による使用料を納付しなければならない。

（使用料の額）

第5 使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の徴収方法等）

第6 使用料は、市有財産条例第10条の規定により徴収する。

（使用料の減免）

第7 市有財産条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書を提出しなければならない。

（使用料の還付）

第8 使用料の還付については、市有財産条例第12条の規定による。

（使用許可の取消し等）

第9 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取消し、使用の停止及び退去を命ずることができる。

(1) 要綱の規定又はこの基準に違反したとき。

(2) 使用の申請に偽りがあったとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) その他施設の管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し、使用の停止又は退去命令により、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(その他)

第10 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月5日から施行する。

別表（第5関係）（平成22年4月1日から）

（金額は消費税込）

区 分		1㎡当たりの 月単価（円）	面積 (㎡)	月額（円）	年額（円）
1 階	クリーンルームⅠA	2,100	93	195,300	※1
	クリーンルームⅠB	2,100	93	195,300	※1
2 階	クリーンルームⅡA	2,100	※2	※2	※1
	クリーンルームⅡB	2,100	※2	※2	※1
3 階	301号室	2,100	34	71,400	856,800
	302号室	2,100	34	71,400	856,800
	303号室	2,100	34	71,400	856,800
	304号室	2,100	34	71,400	856,800
	305号室	2,100	38	79,800	957,600
	306号室	2,100	19	39,900	478,800
4 階	401号室	2,100	28	58,800	705,600
	402号室	2,100	24	50,400	604,800
	403号室	2,100	24	50,400	604,800
	404号室	2,100	24	50,400	604,800
	405号室	2,100	26	54,600	655,200
	406号室	2,100	26	54,600	655,200
	407号室	2,100	22	46,200	554,400
	セミナー ルーム	1時間当たり 1,000	31		
5 階	産学行交流室	1時間当たり 1,500	171		

<注>

※1 原則として月単位での使用とする。

※2 占拠面積を実測し計算する。